



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年2月24日火曜日 第2649号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定..... (障害福祉課) ... 114  
 保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 114  
 保安林の指定施業要件の変更..... ( " ) ... 115  
 基本測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 115  
 道路の区域変更(県道新居浜別子山線)..... (東予地方局管理課) ... 115  
 道路の供用開始(県道新居浜別子山線)..... ( " ) ... 115  
 道路の区域変更(県道東予玉川線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 115  
 道路の区域変更(県道河中平井停車場線)..... (中予地方局管理課) ... 116  
 道路の区域変更(一般国道494号)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 116  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 116  
 道路の供用開始(県道美山川内線)..... ( " ) ... 116  
 指定居宅サービス事業者の指定..... (南予地方局地域福祉課) ... 117  
 指定居宅介護支援事業者の指定..... ( " ) ... 117  
 指定介護予防サービス事業者の指定..... ( " ) ... 117  
 建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 117  
 道路の区域変更(県道節安下鍵山線)..... ( " ) ... 118  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 118  
 道路の区域変更(県道小田河辺大洲線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 118  
 道路の供用開始(県道大洲野村線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 118

### 告 示

#### ○愛媛県告示第184号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年2月24日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛媛県済生 会	松山市山西町997番地1	済生会西条訪問看護ス テーション	西条市新田109番地1	訪問看護ステ ーション(育成医療・ 更生医療)	平成27年2月1日

#### ○愛媛県告示第185号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年2月24日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢8167、8178の1、8179から8183  
まで、8240、8241
- 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件

- 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第186号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

昭和58年 8月18日農林水産省告示第1485号（一に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

は次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第187号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

2 作業期間 平成26年 7月 1日から

12月26日まで

3 作業地域 松山市

○愛媛県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番234	旧	メートル 7.0~10.5	キロメートル 0.062	
			新	7.0~13.5	0.062	

○愛媛県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番234	平成27年 2月24日
〃	〃	新居浜市大永山字須領スズ尾344番 9 から 同字344番101まで	〃
〃	〃	新居浜市大永山字須領スズ尾344番79	〃

○愛媛県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	東予玉川線	今治市玉川町鈍川戊527番4から 同町鈍川戊401番1地先まで	旧	メートル 4.5～12.3	キロメートル 0.350	
			新	6.7～18.0	0.350	

○愛媛県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	河中平井停車場線	松山市河中町乙55番1	旧	メートル 6.1～11.7	キロメートル 0.045	
			新	9.1～24.7	0.045	

○愛媛県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2578番2から 同町笠方2547番2まで	旧	メートル 6.8～13.8	キロメートル 0.051	
			新	8.9～15.4	0.051	

○愛媛県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2578番2から 同町笠方2547番2まで	平成27年 2月24日

○愛媛県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲3397番1地先から 同町同字甲1215番地先まで	平成27年 2月24日

”	”	上浮穴郡久万高原町直瀬甲3395番 2 から 同町同字甲1220番 3 まで	”
”	”	上浮穴郡久万高原町直瀬甲1220番 3 から 同町同字甲1294番 6 まで	”

○愛媛県告示第195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年 2月24日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
ケアプラス株式会社	ケアプラスデイサービスセンター北宇和島	愛媛県宇和島市伊吹町甲1226番地1	平成27年 1月 1日	通所介護
社会福祉法人西予総合福祉会	ヘルパーステーションまつば	愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1	平成27年 1月 1日	訪問介護

○愛媛県告示第196号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成27年 2月24日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社ひより	居宅介護支援事業所ひより	愛媛県宇和島市津島町高田甲2026番地1 ラッフルズ・コート105	平成27年 1月 1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年 2月24日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
ケアプラス株式会社	ケアプラスデイサービスセンター北宇和島	愛媛県宇和島市伊吹町甲1226番地1	平成27年 1月 1日	介護予防通所介護
社会福祉法人西予総合福祉会	ヘルパーステーションまつば	愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1	平成27年 1月 1日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第198号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-24)第10650号	平成24年 9月28日	(有)和泉建設	和泉甫民夫	南宇和郡愛南町満倉2724	平成27年 1月22日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成27年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川下2446番 5	旧	メートル 7.2~11.2	キロメートル 0.026	
			新	9.6~18.4	0.026	
"	"	北宇和郡鬼北町大字父野川下2446番 6	旧	6.2~14.0	0.085	
			新	11.4~17.0	0.085	

○愛媛県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成27年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川下2446番 5	平成27年 2月24日
"	"	北宇和郡鬼北町大字父野川下2446番 6	"

○愛媛県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成27年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松553番から 同町植松551番 2 まで	旧	メートル 4.7~8.4	キロメートル 0.100	
			新	6.3~9.7	0.100	

○愛媛県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成27年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬2439番地先から 同町高瀬2432番地先まで	平成27年 2月24日